

令和 8 年第 1 回比企広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (2月13日)	
議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
本会議に出席した事務局職員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	5
開会及び開議の宣告	6
議席の指定	6
議員自己紹介	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
副議長の選挙	7
副議長就任の挨拶	8
常任委員会委員の選任	8
諸般の報告	9
管理者行政報告	9
管理者提出議案の報告及び上程	10
提案理由の説明	10
議案第 1 号の説明	11
議案第 2 号の説明	11
議案第 3 号の説明	12
議案第 4 号の説明	12
議案第 5 号ないし議案第 7 号の説明	13
議案第 8 号の説明	14
議案第 9 号ないし議案第 11 号の説明	15
議案第 12 号の説明	16
議案第 13 号ないし議案第 15 号の説明	17
議案第 1 号の質疑、討論、採決	19

監査委員就任の挨拶	19
議案第2号の質疑、討論、採決	20
議案第3号の質疑、討論、採決	20
議案第4号の質疑、討論、採決	21
議案第5号の質疑、討論、採決	21
議案第6号の質疑、討論、採決	22
議案第7号の質疑、討論、採決	22
議案第8号の質疑、討論、採決	23
議案第9号の質疑、討論、採決	24
議案第10号の質疑、討論、採決	24
議案第11号の質疑、討論、採決	25
議案第12号の質疑、討論、採決	25
議案第13号の質疑、討論、採決	26
議案第14号の質疑、討論、採決	26
議案第15号の質疑、討論、採決	27
特定事件の閉会中の継続審査について	27
管理者挨拶	28
閉会の宣告	28
署名議員	29

第 1 回 定 例 会

(第 1 号)

比広組告示第1号

令和8年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和8年1月30日

比企広域市町村圏組合

管理者 森田 光一

1 期 日 令和8年2月13日 午前10時

2 場 所 東松山市議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（18名）

1 番	井	上	聖	子	議員	2 番	堀	内	真	理	子	議員
3 番	堀	越	博	文	議員	4 番	藤	倉		憲		議員
5 番	内	田	敏	雄	議員	6 番	原			徹		議員
7 番	狛	守	勝	義	議員	8 番	宮	本	大	裕		議員
9 番	高	瀬		勉	議員	10 番	岡	部	久	志		議員
11 番	小	峯	松	治	議員	12 番	加	藤		進		議員
13 番	宮	崎	雄	一	議員	14 番	吉	田	克	之		議員
15 番	神	山		俊	議員	16 番	杉	田	健	司		議員
17 番	野	口	勝	則	議員	18 番	渡	辺	絹	代		議員

不応招議員（なし）

令和 8 年第 1 回比企広域市町村圏組合議会定例会

令和 8 年 2 月 1 3 日（金曜日）

議 事 日 程

- 第 1 開 会
- 第 2 開 議
- 第 3 議席の指定
- 第 4 議員自己紹介
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 会期の決定
- 第 7 副議長の選挙
- 第 8 副議長就任の挨拶
- 第 9 常任委員会委員の選任
- 第 10 諸般の報告
- 第 11 管理者行政報告
- 第 12 管理者提出議案の報告及び上程
- 第 13 提案理由の説明
- 第 14 議案第 1 号の説明
- 第 15 議案第 2 号の説明
- 第 16 議案第 3 号の説明
- 第 17 議案第 4 号の説明
- 第 18 議案第 5 号ないし議案第 7 号の説明
- 第 19 議案第 8 号の説明
- 第 20 議案第 9 号ないし議案第 1 1 号の説明
- 第 21 議案第 1 2 号の説明
- 第 22 議案第 1 3 号ないし議案第 1 5 号の説明
- 第 23 議案第 1 号の質疑、討論、採決
- 第 24 監査委員就任の挨拶
- 第 25 議案第 2 号の質疑、討論、採決
- 第 26 議案第 3 号の質疑、討論、採決
- 第 27 議案第 4 号の質疑、討論、採決
- 第 28 議案第 5 号の質疑、討論、採決

- 第29 議案第6号の質疑、討論、採決
- 第30 議案第7号の質疑、討論、採決
- 第31 議案第8号の質疑、討論、採決
- 第32 議案第9号の質疑、討論、採決
- 第33 議案第10号の質疑、討論、採決
- 第34 議案第11号の質疑、討論、採決
- 第35 議案第12号の質疑、討論、採決
- 第36 議案第13号の質疑、討論、採決
- 第37 議案第14号の質疑、討論、採決
- 第38 議案第15号の質疑、討論、採決
- 第39 特定事件の閉会中の継続審査について
- 第40 管理者挨拶
- 第41 閉 会

出席議員（18名）

1番	井上聖子	議員	2番	堀内真理子	議員
3番	堀越博文	議員	4番	藤倉憲	議員
5番	内田敏雄	議員	6番	原徹	議員
7番	狩守勝義	議員	8番	宮本大裕	議員
9番	高瀬勉	議員	10番	岡部久志	議員
11番	小峯松治	議員	12番	加藤進	議員
13番	宮崎雄一	議員	14番	吉田克之	議員
15番	神山俊	議員	16番	杉田健司	議員
17番	野口勝則	議員	18番	渡辺絹代	議員

欠席議員（なし）

本会議に出席した事務局職員

議 会 町 田 憲 昭
書 記 長

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	森 田 光 一	副管理者	島 田 康 弘
副管理者	大 塚 信 一	副管理者	佐 久 間 孝 光
副管理者	藤 間 隆	副管理者	神 田 隆
副管理者	渡 邊 一 美	副管理者	高 野 貞 宜
監査委員	山 田 幸 平	会 計 管 理 者	新 井 尚 田
事務局長	黒 田 健	消 防 長	服 部 明
消防本部長 次 長	原 芳 和	総務課長	馬 場 健 夫

◎ 開会及び開議の宣告

藤倉 憲議長 おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和8年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

藤倉 憲議長 ここで、組合議会議員に異動がありましたので、ご報告いたします。令和7年9月4日付で小川町議会選出の高橋功人議員、田中照子議員から、また令和7年9月18日付で嵐山町議会選出の森一人議員、川口浩史議員から、都合により組合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条ただし書の規定により、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

次に、組合議会議員を辞職された方々に代わって、令和7年9月5日付で小川町議会から高瀬勉議員、岡部久志議員が、令和7年9月18日付で嵐山町議会から狛守勝義議員、宮本大裕議員が新たに組合議会議員に当選されましたので、報告いたします。

◎ 議席の指定

藤倉 憲議長 ここで、議席の指定を行います。

新たに組合議会議員に当選された方々の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議席については、お手元に配付しておきましたので、議席表のとおり指定いたします。

◎ 議員自己紹介

藤倉 憲議長 ここで、新たに組合議会議員に当選された方々の自己紹介を正面の演壇においてお願いいたします。

初めに、7番、狛守勝義議員。

〔議員自己紹介〕

藤倉 憲議長 次に、8番、宮本大裕議員。

〔議員自己紹介〕

藤倉 憲議長 次に、9番、高瀬勉議員。

〔議員自己紹介〕

藤倉 憲議長 次に、10番、岡部久志議員。

〔議員自己紹介〕

藤倉 憲議長 ありがとうございます。

◎ 会議録署名議員の指名

藤倉 憲議長 次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第88条の規定により、議長において、6番、原徹議員、14番、吉田克之議員を指名いたします。

◎ 会期の決定

藤倉 憲議長 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎ 副議長の選挙

藤倉 憲議長 次に、日程に従い、副議長の選挙を議題といたします。

ただいま組合議会の副議長が欠員となっております。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に9番、高瀬勉議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました高瀬勉議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、高瀬勉議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました高瀬勉議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

令和8年2月13日の議会で行われた副議長の選挙において、高瀬勉議員が当選されましたので、告知いたします。

◎ 副議長就任の挨拶

藤倉 憲議長 ここで、副議長に当選されました高瀬勉議員のご挨拶をお願いいたします。

9番、高瀬勉議員。

〔9番 高瀬 勉議員登壇〕

9番 高瀬 勉議員 改めて小川町議会からお世話になります高瀬と申します。

ただいまは議員各位からご推挙賜りまして、副議長の大役を仰せつかったところでございます。本当に大変微力でありますけれども、しっかりと藤倉議長をお支えができますように取り組んでまいりたいと考えてございます。どうぞ引き続きよろしくをお願いいたします。

藤倉 憲議長 ありがとうございます。

これをもって副議長の選挙を終了いたします。

◎ 常任委員会委員の選任

藤倉 憲議長 次に、比企広域市町村圏組合議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議員の辞職に伴い、組合議会議員の交代があったことから、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長において指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

書記長より朗読させます。

町田憲昭書記長 朗読いたします。

総務常任委員会委員に、狛守勝義議員、岡部久志議員。

厚生常任委員会委員に、宮本大裕議員、高瀬勉議員。

以上でございます。

藤倉 憲議長 朗読は終わりました。

お諮りいたします。ただいま朗読しましたとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

◎ 諸般の報告

藤倉 憲議長 次に、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和7年度定例監査結果及び令和7年度6月から11月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、管理者から専決処分報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員並びに説明委任者として出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎ 管理者行政報告

藤倉 憲議長 次に、管理者から行政報告について発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 おはようございます。令和8年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位にはご出席を賜り、会議が開催できますことに厚くお礼を申し上げます。

先ほど議長から報告がございましたが、嵐山町及び小川町の各議会から新たに4名の方々が組合議会議員に当選されました。心からご歓迎申し上げますとともに、今後のご指導並びにご協力をよろしくお願い申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、私からは組合の事業につきましてのご報告をさせていただきます。

初めに、消防業務ですが、高坂分署新庁舎建設事業につきまして、庁舎棟の全てのコンクリート

打設及び大部分の外装工事が完了しております。現在は、内装及び外構工事を進めており、順調に進捗しております。

次に、車両については、1月に小川消防署高規格救急自動車を更新し、今月には松山北分署水槽付き消防ポンプ自動車及び吉見分署高規格救急自動車を更新します。

次に、斎場及び霊柩自動車事業では、昨年1月から12月の間に3,195件の火葬を執り行い、小動物火葬は599件の利用がありました。今後も故人に対する尊厳を重んじ、ご遺族や会葬者の方々の心情にも配慮した丁寧な斎場運営をしてまいります。

以上、開会に当たりましてのご挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

◎ 管理者提出議案の報告及び上程

藤倉 憲議長 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案については、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

お諮りいたします。今期定例会に管理者から提出された議案第1号ないし議案第15号を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

◎ 提案理由の説明

藤倉 憲議長 提出者に提案理由の説明を求めます。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

今期定例会に提案いたしました議案は、専決処分2件、条例の改正3件、指定管理者の指定1件、補正予算議案4件、当初予算議案5件の15議案です。

初めに、議案第1号は、専決処分についてです。監査委員の選任について、令和7年8月29日付で議会選出の監査委員でした内田敏雄氏から退職願が提出されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分にて狛守勝義氏を選任したものです。

議案第2号も専決処分についてです。令和7年2月18日、嵐山町大字杉山地内にて発生した林野火災における賠償請求に係る和解について専決処分したものです。

議案第3号は、一般職職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に鑑み、職員の給料、期末・勤勉手当等の改定を行うものです。

議案第4号は、火災予防条例の一部を改正する条例制定についてです。対象火気設備等条例の基準を定める省令等の一部改正に伴い、簡易サウナ設備に適用される基準及び住宅火災対策として感震ブレーカーの設置促進についての規定を整備するとともに、林野火災の予防に関する事項の追加を行うものです。

議案第5号は、斎場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。昨今の物価高騰並びに県内同施設における使用料との均衡を図ることに鑑み、関係市町村以外の住民に係る火葬料金及び待合室、霊安室の使用料金について引上げを行うものです。

議案第6号は、東松山斎場の指定管理者の指定についてです。本年3月31日をもって指定期間が終了となる東松山斎場の新たな指定管理者に富士建設工業株式会社・有限会社戸口工業企業グループを指定したいとするものです。

議案第7号ないし議案第10号は、一般会計及び消防、斎場、介護障害審査会特別会計の令和7年度補正予算について、議案第11号ないし議案第15号は一般会計及び各特別会計の令和8年度予算についてです。

以上、ご提案申しあげました議案につきまして何とぞ慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決を賜りますようお願い申しあげ、提案理由の説明とさせていただきます。

藤倉 憲議長 説明は終わりました。

◎ 議案第1号の説明

藤倉 憲議長 これより議案に対する細部の説明を求めます。

初めに、議案第1号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第1号 専決処分について細部の説明を申し上げます。

議案書は1ページからでございます。本議案は、議会選出監査委員の内田敏雄氏が令和7年8月29日付で監査委員を退職されたことに伴い、早急に委員を選任する必要があることから、後任として嵐山町選出の議員である狩守勝義氏を選任することを地方自治法第179条第1項の規定により、9月30日付で専決処分をしたものでございます。また、同条第3項により議会の承認を求めるものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

◎ 議案第2号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第2号について、服部明消防長。

〔服部 明消防長登壇〕

服部 明消防長 議案第2号 専決処分についてご説明を申し上げます。

議案書は7ページからとなります。本議案は、林野火災による和解及び損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をいただきたいとするものでございます。

内容ですが、令和7年2月18日、嵐山町大字杉山地内において訓練準備をしていたところ、エンジンカッターの火花が枯れ葉等に着火、延焼し、7,600平方メートルの森林を焼失したもので、事故当事者である金子氏と和解が成立し、損害賠償債務として548万9,000円を賠償したものでございます。

議案第2号の説明は以上でございます。

◎ 議案第3号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第3号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第3号 比企広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例及び比企広域市町村圏組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について細部の説明を申し上げます。

議案書は13ページから、議案参考資料は1ページからでございます。本議案は人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に鑑み、一般職職員の給料、通勤手当、期末手当及び勤勉手当を改定するものでございます。

第1条において、自動車等を使用する場合の通勤手当月額を現行の距離区分に応じて引き上げるとともに、令和7年度12月期に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定し、給料表について行政職、消防職ともに全ての職員を対象に改定を実施するものでございます。

第2条においては、通勤手当の上限を月額15万円に引き上げるとともに、令和8年度以降の期末・勤勉手当の支給割合について、一般職職員の期末手当を1.2625月、勤勉手当を1.0625月にするなど定年前再任用短時間勤務職員についても、それぞれ改定するものでございます。

第3条及び第4条においては、同様に任期付職員の給料表の一部を改めるとともに、期末手当及び勤勉手当についてもそれぞれ改定するものでございます。

なお、附則におきまして施行期日等について定めるものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

◎ 議案第4号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第4号について、服部明消防長。

〔服部 明消防長登壇〕

服部 明消防長 議案第4号 比企広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例制定につい

てご説明を申し上げます。

議案書は27ページから、議案参考資料は11ページからとなります。本議案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、規定の整備をするものでございます。

改正の内容ですが、初めに簡易的なサウナ設備に適用される基準について、定格出力等により離隔距離に関する基準等を設けたものでございます。

次に、感震ブレーカーの設置推進に係る規定を新たに整備し、林野火災注意報及び林野火災警報についての規定を創設並びに整備するものでございます。

なお、附則におきまして、施行期日をそれぞれ定めたものでございます。

議案第4号の説明は以上でございます。

◎ 議案第5号ないし議案第7号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第5号ないし議案第7号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第5号ないし議案第7号について細部の説明を申し上げます。

初めに、議案第5号 比企広域市町村圏組合斎場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案書は33ページから、議案参考資料は17ページからでございます。本議案は、東松山斎場の関係市町村以外の住民に係る使用料について、人件費、光熱水費等運営費の高騰に対処するため、一部引上げを行いたいとするものでございます。

主な内容につきましては、火葬炉使用料について、満12歳以上を「4万8,000円」から「7万円」に、待合室及び霊安室使用料を「5,000円」から「8,000円」にするなど県内の公設斎場における使用料との均衡に鑑み、それぞれ改定するものでございます。

なお、附則において施行日を令和8年4月1日に定めるものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

続いて、議案第6号 比企広域市町村圏組合東松山斎場の指定管理者の指定について説明申し上げます。

議案書は37ページから、議案参考資料は19ページからでございます。本議案は、本年3月31日をもって指定期間が満了となる東松山斎場の指定管理者を新たに指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものでございます。

指定管理者に指定したいとする者は、富士建設工業株式会社・有限会社戸口工業企業グループの代表者であります新潟県新潟市北区島見町3307番地16、富士建設工業株式会社代表取締役、鳴海利彦氏でございます。

指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。
選定方法につきましては公募とし、1者の応募がありました。

選定した理由といたしましては、代表者である富士建設工業は公設斎場の指定管理者としての実績が多く、斎場運営についての経験が十分であること、加えて県内外からの応援体制が確立しており、トラブル等の緊急時において迅速かつ適切な対応が見込まれるものでございます。また、構成員である有限会社戸口工業につきましても、公共施設の維持管理業務の豊富な経験と十分な実績を持ち、安定した斎場運営が見込まれることなどから候補者として決定したものでございます。

議案第6号の説明は以上です。

続いて、議案第7号 令和7年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊の一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、歳入歳出総額に変更はなく、歳出において228万7,000円を増額し、予備費にて収支の調整を図るものでございます。

10ページをお願いいたします。主なものといたしましては、2款総務費、1項1目一般管理費は職員給与事業で、事務局職員の給料諸手当等について給与改定により増額補正するもので、3款予備費にて収支の調整を行うため、同額を減額補正するものでございます。

以上で議案第5号ないし議案第7号の説明を終わります。

◎ 議案第8号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第8号について、服部明消防長。

〔服部 明消防長登壇〕

服部 明消防長 議案第8号 令和7年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算（第3号）につきまして細部の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条で既決予算の総額から歳入歳出それぞれ929万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,062万2,000円とし、第2条において繰越明許費の追加をしたいとすることでございます。

次に、第3条では、5ページのとおり、庁舎管理事業の債務負担行為として期間や限度額を設けたいとすることでございます。

12、13ページをお願いいたします。歳入の5款1項1目利子及び配当金では、消防施設整備基金預金利子の確定により1万2,000円を増額し、8款2項1目雑入では、消防団員退職者数の確定並びに消防水利管網解析受入金の確定により930万6,000円を減額補正するものでございます。

次に、歳出ですが、14、15ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費では、消防団員退職者数の確定に伴い597万3,000円を減額するものでございます。

次に、2款1項1目日常備消防費では3,839万5,000円の増額で、職員給与事業において人事院勧告により4,277万9,000円を増額、施設管理事業から17ページ上段の消防ネットワーク事業までは、事業確定による増減でございます。

次に、2目消防施設費では91万7,000円を増額するもので、車両不具合に係る修繕で90万5,000円の増額、また消防施設整備基金預金利子の確定に伴い1万2,000円を増額するものでございます。

次に、3款1項1目元金では、令和6年度事業の地方債確定等に伴い54万1,000円を減額し、2目利子では、利率の変更により139万1,000円を増額補正するもので、4款予備費にて収支の調整を図るものでございます。

議案第8号の説明は以上でございます。

◎ 議案第9号ないし議案第11号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第9号ないし議案第11号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第9号ないし議案第11号について細部の説明を申し上げます。

初めに、議案第9号 令和7年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

別冊補正予算書の1ページ及び3ページをご参照願います。今回の補正は、第1条において、令和8年3月末で指定管理期間が満了となる東松山斎場におきまして、引き続き指定管理者を指定することに伴い、令和7年度から12年度を期間とする債務負担行為を設定するものでございます。

議案第9号の説明は以上です。

続いて、議案第10号 令和7年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、歳入歳出総額に変更はなく、歳出を14万5,000円減額し、予備費にて収支の調整を図るものでございます。

10ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費は、事務局職員の給料、諸手当等について給与改定により97万1,000円を増額するものでございます。また、1款2項1目介護認定審査会及び3項1目障害支援区分審査会費は、介護認定・障害支援区分審査会事業において、審査会の休会等により報酬及び費用弁償を減額するとともに、議会予備費にて収支の調整を図るものでございます。

議案第10号の説明は以上です。

続きまして、議案第11号 令和8年度比企広域市町村圏組合一般会計予算について説明申し上げます。

令和8年度予算書1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,700万

円と定めるもので、前年度比100万円の増でございます。

主な内容につきまして、10ページの歳入からご説明申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は関係市町村の負担金で、前年度比300万円増の7,300万円、3款繰越金は令和7年度からの繰越見込額308万円を計上したものでございます。

12ページをお願いいたします。歳出について説明させていただきます。1款議会費は組合議員の報酬、費用弁償及び会議録作成委託料等、前年度と同額の460万円を計上いたしました。

2款総務費、1項1目一般管理費は、前年度比138万9,000円増の7,156万1,000円でございます。このうち職員給与事業では、正副管理者や職員の給料など5,108万4,000円を計上し、15ページの一般管理事業では、広報誌印刷代、パソコンや各種システムの借上料など合計で1,250万1,000円を計上し、下段の財務会計管理事業では、機器やシステムの保守委託料、借上料など797万6,000円を計上いたしました。

16ページ中段の2項1目監査委員費は、監査委員の報酬及び費用弁償として21万9,000円を計上し、3款予備費は予算外の支出などを充てるため、60万円を計上したものでございます。

以上で議案第9号ないし議案第11号について説明を終わります。

◎ 議案第12号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第12号について、服部明消防長。

〔服部 明消防長登壇〕

服部 明消防長 議案第12号 令和8年度比企広域市町村圏組合消防特別会計予算につきまして細部の説明を申し上げます。

別冊予算書の25ページをお願いいたします。第1条は、本予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6,700万円と定めるもので、前年度比4億5,100万円の減額でございます。

第2条では、起債の目的や限度額について、第2表地方債のとおり定めるものでございます。

主な内容につきまして、34ページ、歳入からご説明を申し上げます。1款1項1目負担金は構成市町村からの負担金で、前年度比9,441万8,000円増額の33億9,667万4,000円、2款使用料及び手数料では、危険物施設に係る申請手数料等、前年同額の180万円を計上させていただきました。

3款国庫支出金、4款県支出金は科目設置でございます。

次に、5款1項1目利子及び配当金では基金預金利子を、また同款1項2目財産貸付収入は自動販売機設置による運用益を見込み、337万8,000円を計上したもので、同款2項1目物品売払収入及び6款寄附金は科目設置でございます。

次に、7款繰越金では前年度からの繰越見込額9,000万円を計上し、8款諸収入では前年度比596万5,000円減額の2,614万3,000円を計上、9款組合債では前年度比5億5,820万円減額の1億4,900万円を計上させていただきました。

40ページをお願いいたします。歳出についてご説明を申し上げます。1款1項1目一般管理費は、前年度比767万2,000円増額の3,000万9,000円で、退職報償金及び健康診断料が主なものでございます。

2款1項1目常備消防費では、前年度比7,676万9,000円増額の29億5,827万6,000円でございます。このうち職員給与事業では給料、職員手当、共済費等で27億3,628万9,000円を計上、人件費以外では施設の維持管理費、研修経費、消防活動経費等を計上させていただきました。

次に、46ページ下段をお願いいたします。2目消防施設費では、嵐山分署照明LED化及び空調設備等改修工事並びに車両更新に係る経費が主なもので、その他施設や車両整備に係る経費等で前年度比5億9,109万9,000円減額の2億1,245万6,000円を計上し、3目からの各消防団費では、出勤報酬、活動経費をはじめ、詰所や車両の維持管理費、備品購入費等、消防団の活動経費を計上いたしました。

62ページをお願いいたします。3款1項1目元金では1億9,688万6,000円、2目利子では2,379万3,000円を計上し、4款予備費は予算外の支出などに充てるため973万4,000円を計上したものでございます。

議案第12号の説明は以上でございます。

◎ 議案第13号ないし議案第15号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第13号ないし議案第15号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第13号ないし議案第15号について細部の説明を申し上げます。

初めに、議案第13号 令和8年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計予算についてでございます。

予算書の73ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,000万円と定めるもので、前年度比2,800万円の増となっております。

主な内容につきまして、82ページの歳入からご説明申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は関係市町村の負担金で、前年度比1,900万円増の1億5,600万円を計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項1目衛生使用料は、関係市町村外使用料の改定と利用状況を踏まえ、斎場使用料を前年度比920万円増の7,720万円、霊きゅう自動車使用料を12万円増の78万円とし、下段の4款繰越金は令和7年度からの繰越見込額572万円を計上いたしております。

86ページをお願いいたします。歳出についてでございます。1款総務費、1項1目一般管理費は215万1,000円で、斎場駐車場用地の土地借上料が主なものでございます。

2款事業費、1項1目斎場管理費は、指定管理委託料、霊きゅう自動車運行委託料、火葬炉補修工事が主なもので、前年度比2,844万3,000円増の1億4,029万2,000円を計上したものでございます。

火葬炉の補修工事につきましては、使用による劣化が激しいため、保守点検の結果を精査しつつ、計画的に実施してまいります。

88ページの3款公債費でございますが、1項1目の元金が9,256万2,000円、2目の利子が169万8,000円で、4款予備費は予算外の支出などに充てるため200万円を計上したものでございます。

議案第13号の説明は以上です。

続きまして、議案第14号 令和8年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の95ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,350万円と定めるもので、前年度比50万円の増でございます。

主な内容につきまして、104ページの歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は関係市町村の負担金で、前年度比400万円増の7,000万円とし、2款繰越金は令和7年度からの繰越見込額349万円を計上しております。

106ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項1目一般管理費は、前年度比118万7,000円増の3,801万8,000円でございます。このうち職員給与事業は職員の給料等で3,722万2,000円、一般管理事業では職員の健康診断料、自動車借上料など79万6,000円を計上いたしました。

2項1目介護認定審査会費は、審査会委員105人分の報酬、費用弁償、コンピュータの借上料等で、前年度比147万2,000円減の3,175万8,000円を計上し、108ページ中ほどの3項1目障害支援区分審査会費では、審査会委員17人分の報酬、費用弁償、コンピュータ借上料など282万4,000円を計上いたしました。

2款予備費は予算外の支出などに充てるため、90万円を計上したものでございます。

議案第14号の説明は以上でございます。

最後に、議案第15号 令和8年度比企広域公平委員会特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の119ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60万円と定めるもので、前年度と同額でございます。

主な内容につきまして、128ページの歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は構成団体の負担金で、前年度同額の24万円とし、2款繰越金は令和7年度からの繰越見込額35万8,000円を計上いたしました。

130ページをお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。1款総務費、1項1目委員会費は、前年度比2万円増の52万円でございます。主な内容でございますが、委員3人分の報酬や費用弁償、公平委員会連合会負担金などを計上したものでございます。

2款予備費8万円は、予算外の支出などに充てるため計上したものでございます。

以上で議案第13号ないし議案第15号の説明を終わります。

藤倉 憲議長 以上で議案に対する細部の説明は終了いたしました。

◎ 議案第1号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 これより日程に従い、議案の審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

本件は狛守勝義議員の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、狛守勝義議員の退席を求めます。

〔7番 狛守勝義議員退席〕

藤倉 憲議長 これより議案第1号について直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略して、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

狛守勝義議員の入場を求めます。

〔7番 狛守勝義議員入場〕

◎ 監査委員就任の挨拶

藤倉 憲議長 ここで、狛守勝義議員よりご挨拶をお願いいたします。

7番、狛守勝義議員。

〔7番 狛守勝義議員登壇〕

7番 狛守勝義議員 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

令和7年9月30日付で森田管理者より任命され、ただいま議員の皆様方のご承認を賜りました狛

守勝義でございます。ただいま監査委員選任のご同意を賜りまして、誠に光榮に存じている次第でございます。

私、もとより微力ではございますが、誠心誠意その職を遂行してまいる所存でございます。どうか議員はじめ執行部の皆様方におかれましては、よろしくご指導賜りますようお願い申し上げ、誠に簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

藤倉 憲議長 ありがとうございます。

◎ 議案第 2 号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第 2 号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

◎ 議案第 3 号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第 3 号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第4号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第4号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第5号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第5号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採

決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第6号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第6号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第7号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第7号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第8号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第8号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第9号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第10号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第10号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第11号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第11号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第12号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第13号について、直ちに質疑に入ります。

〔なし〕という人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔なし〕という人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第14号について、直ちに質疑に入ります。

〔なし〕という人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第15号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された議案に対する議事は全て終了いたしました。

◎ 特定事件の閉会中の継続審査について

藤倉 憲議長 次に、特定事件の閉会中の継続審査を議題といたします。

各常任委員長から特定事件について閉会中に継続審査を行いたい旨の申出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

ここで、各常任委員長の申出について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。特定事件については、各常任委員長の申出のとおり、それぞれの委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、特定事件をそれぞれの委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎ 管理者挨拶

藤倉 憲議長 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで、管理者より挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 議長のお許しをいただきましたので、お礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましてご提案申し上げました全ての議案につきまして慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。議案審議を通じていただきましたご意見、ご提言等につきましては、これらを十分踏まえ、今後の組合事務を執行してまいります。今後とも議員各位にはご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、慎重ご審議を賜りましたことに重ねてお礼を申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

藤倉 憲議長 これをもって、令和8年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

(午前11時08分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 藤 倉 憲

署 名 議 員 原 徹

署 名 議 員 吉 田 克 之

参 考 资 料

- 議案審議結果一覽表

令和 8 年第 1 回比企広域市町村圏組合議会定例会
議案審議結果一覧表

議案番号	件名	提出年月日	付託委員会名	議決年月日	審議結果
議案第 1 号	専決処分について	令 8.2.13	付託なし	令 8.2.13	承認 (全員賛成)
議案第 2 号	専決処分について	令 8.2.13	付託なし	令 8.2.13	承認 (全員賛成)
議案第 3 号	比企広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例及び比企広域市町村圏組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	令 8.2.13	付託なし	令 8.2.13	原案可決 (全員賛成)
議案第 4 号	比企広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について	令 8.2.13	付託なし	令 8.2.13	原案可決 (全員賛成)
議案第 5 号	比企広域市町村圏組合斎場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定について	令 8.2.13	付託なし	令 8.2.13	原案可決 (全員賛成)
議案第 6 号	比企広域市町村圏組合東松山斎場の指定管理者の指定について	令 8.2.13	付託なし	令 8.2.13	原案可決 (全員賛成)
議案第 7 号	令和 7 年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算(第 2 号)について	令 8.2.13	付託なし	令 8.2.13	原案可決 (全員賛成)
議案第 8 号	令和 7 年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算(第 3 号)について	令 8.2.13	付託なし	令 8.2.13	原案可決 (全員賛成)
議案第 9 号	令和 7 年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計補正予算(第 2 号)について	令 8.2.13	付託なし	令 8.2.13	原案可決 (全員賛成)
議案第 10 号	令和 7 年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計補正予算(第 2 号)について	令 8.2.13	付託なし	令 8.2.13	原案可決 (全員賛成)
議案第 11 号	令和 8 年度比企広域市町村圏組合一般会計予算について	令 8.2.13	付託なし	令 8.2.13	原案可決 (全員賛成)
議案第 12 号	令和 8 年度比企広域市町村圏組合消防特別会計予算について	令 8.2.13	付託なし	令 8.2.13	原案可決 (全員賛成)
議案第 13 号	令和 8 年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計予算について	令 8.2.13	付託なし	令 8.2.13	原案可決 (全員賛成)
議案第 14 号	令和 8 年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計予算について	令 8.2.13	付託なし	令 8.2.13	原案可決 (全員賛成)
議案第 15 号	令和 8 年度比企広域公平委員会特別会計予算について	令 8.2.13	付託なし	令 8.2.13	原案可決 (全員賛成)